

第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 5 月

佐伯労働基準監督署

<目次>

はじめに.....	4
1 計画のねらい.....	5
(1) 計画が目指す社会.....	5
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	5
イ アウトカム指標.....	7
(4) 計画の評価と見直し.....	9
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	9
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性.....	9
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性.....	10
ア 死傷災害の発生状況.....	10
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	13
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	15
ア メンタルヘルス対策関係.....	15
イ 過重労働防止対策関係.....	15
ウ 産業保健活動関係.....	16
(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	17
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性.....	17
3 計画の重点事項.....	18
4. 重点事項ごとの具体的取組.....	18
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	18
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	18
イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知.....	20
ウ 安全衛生対策におけるDXの推進.....	20
(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進.....	21
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	21
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進.....	22
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進.....	22
(6) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	23
ア 陸上貨物運送事業対策.....	23
イ 建設業対策.....	24
ウ 製造業対策.....	24
エ 林業対策.....	25
(7) 労働者の健康確保対策の推進.....	26
ア メンタルヘルス対策.....	26
イ 過重労働対策.....	26
ウ 産業保健活動の推進.....	27

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	28
ア 化学物質による健康障害防止対策.....	28
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策.....	29
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策.....	29
エ 電離放射線による健康障害防止対策.....	30
(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方.....	31

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

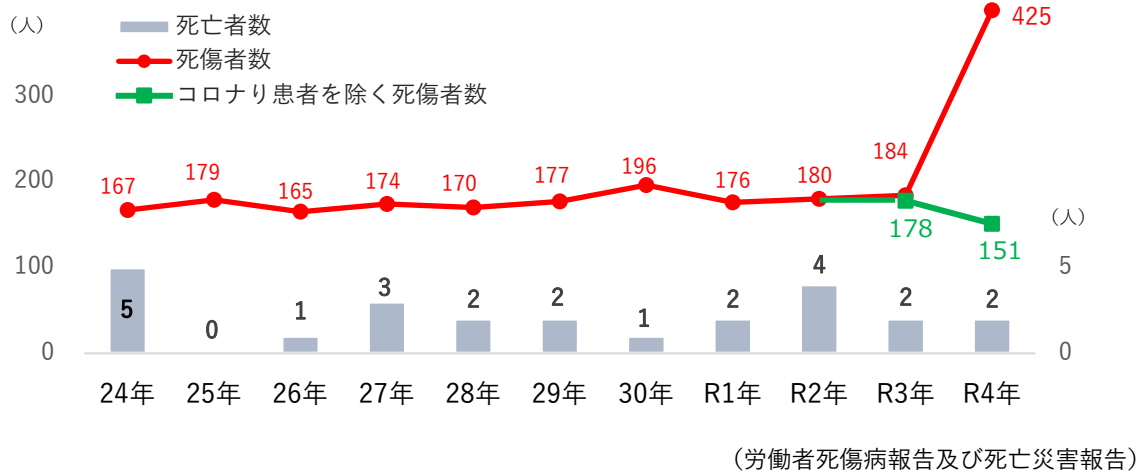
しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）、労働災害による休業4日以上之死傷者の数（以下「死傷者数」という。）ともに、ここ数年横ばい状況にある。また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が労働災害の多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画期間（2018年度～2022年度）を経て、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となってきた。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

佐伯労働基準監督署の労働災害発生状況 / 全業種



1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR（バーチャル・リアリティ）やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment. (移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。)

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。国は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。
- ・墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業及び造船業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。
- ・崩壊、倒壊及び機械によるはさまれ、巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、以後、死傷者数は、新型コロナウイルス感染症り患による死傷者数を除くものとする。

アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定又は期待が正しいかどうかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒の年齢層別死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。
- ・転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
- ・社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・60歳以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、減少させる。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、15%以上減少させる。
- ・製造業における崩壊、倒壊による死亡者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、減少させる。
- ・造船業における墜落、転落及び機械によるはさまれ、巻き込まれの死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少させる。
- ・林業における死傷者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、減少させる。
- ・熱中症による死亡者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡者数については、13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、10%以上減少する。
- ・死傷者数については、令和4年と比較して令和9年までに減少する。

ウ アウトプット指標及びアウトカム指標の把握手法

アウトプット指標及びアウトカム指標の把握は、令和5年度から実施する集団指導、個別指導・監督指導、自主点検等により把握するものとする。

(4) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ、計画を見直す。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

佐伯労働基準監督署（以下「佐伯署」という。）管内における死亡災害は、平成26年以降毎年発生しており、令和4年の死亡者数は2人であった。

13次防期間の死亡者数は11人であり、12次防期間の死亡者数と比較すると3人増加した。業種別では製造業及び建設業においてそれぞれ1人減少したものの、依然として建設業が3人と最も多くなっている。また、12次防期間中には発生していなかった運輸交通業（1人）、農林業（2人）、畜産水産業（1人）、第三次産業（3人）において発生しており、第三次産業においては建設業と同数となっている。事故の型別に見ると、「墜落、転落」が3人と最も多く、建設業における屋根や足場からの墜落が2人、林業現場における路肩からのトラックの転落が1人となっている。次いで、新聞小売業におけるバイクによる「交通事故」が2人、また、「高温・低温の物との接触」を事故の型とする熱中症が1人となっている。

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

業種、事故の型別等死亡災害発生状況
(平成30年～令和4年)

発生年	業種 (中分類)	事故の型	起因物	性別	年齢	経験年数
令和4年	その他の建設業	墜落, 転落	屋根	男性	60	25年
令和4年	一般機械器具製造業	崩壊, 倒壊	金属材料	男性	25	3年4月
令和3年	道路貨物運送業	はさまれ, 巻き込まれ	トラック	男性	55	30年
令和3年	その他の製造業	激突され	立木等	男性	60	26年
令和2年	土木工事業	墜落, 転落	足場	男性	68	11年
令和2年	その他の建設業	転倒	通路	男性	65	32年
令和2年	清掃・と畜業	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	男性	43	10年

令和2年	水産業	おぼれ	水	男性	40	10年
令和元年	小売業	交通事故（道路）	バイク	男性	69	5年
令和元年	小売業	交通事故（道路）	バイク	男性	69	14年
平成30年	林業	墜落, 転落	トラック	男性	70	1年

(労働者死傷病報告及び死亡災害報告)

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

ア 死傷災害の発生状況

佐伯署管内の死傷者数については、平成30年を境に減少傾向に転じ、令和4年は151人と大幅に減少した。13次防期間の死傷者数は、12次防期間の同数と比較すると16人(1.8%)増加している。

13次防期間における死傷者数に係る達成状況については、「毎年1%以上ずつ減少させ」の事項については達成できなかったものの、13次防の最終年である令和4年の死傷者数は151人と、基準年である平成29年の死傷者数177人を26人(14.7%)下回り、死傷者数の目標は達成することができた。

令和4年の死傷者数の内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(26%)、「動作の反動、無理な動作」(12%)が死傷災害全体の約4割(39%)を占めている。これは、13次防期間で見てもほぼ同様の発生状況となっており、令和4年の転倒による死傷者数の6割以上(64.1%)が60歳以上で発生しているなど、発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。男女ともに中高年齢層で高くなっているが、特に50歳代以上の女性では、転倒による死傷者数の5割以上(53.8%)を占めるなど、中高年齢の女性の転倒災害の発生率は高くなっている。

業種別では、割合の多い順に第三次産業が34.0%、製造業が33.1%、建設業が13.2%となっている。13次防期間における第三次産業の死傷者数の内訳を見ると、多い順に保健・衛生業(41%)、商業(16%)となっており、事故の型別は、「転倒」(44%)が最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」(18%)となっており、労働者の作業行動に起因する死傷災害が6割以上(62%)を占めている。

13次防期間における製造業の死傷者数については、輸送用機械製造業(以下「造船業」という。)が96人と製造業全数の33.0%を占めており、次いで食料品製造業が53人(同18.2%)、金属製品製造業41人(同14.1%)、木材木製品製造業38人(同13.1%)の順となっている。これらの業種のうち、造船業については、死亡災害は平成28年以降発生しておらず、死傷者数については、平成18年の49人をピークに増減を繰り返しながらも着実に減少し、13次防期間の死傷者数は96人と12次防期間比で27人(22%)減少した。このような中、13次防の最終年である令和4年の死傷者数は24人と、令和3年の13人から大幅に増加している。令和4年の事故の型別では、多い順に「墜落, 転落」9人、「はさまれ, 巻き込まれ」3人となっており、これらが造船業の

半数を占めており、令和3年比で見ると「墜落, 転落」が6人、「はさまれ, 巻き込まれ」が3人増加している。

また、建設業の死傷者数は増減を繰り返しながら推移しており、13次防期間に入ってから、減少傾向が見られなかったものの、最終年である令和4年の死傷者数は20人（死亡1人）と前年から13人（39.4%）減少した。13次防期間の死傷者数は130人と12次防期間比で7人（5.1%）減少しており、全産業に占める割合も15.8%から14.8%に低下した。

更に、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数は、令和元年に1人、令和2年に3人、令和4年に2人となるなど、今後の増加が懸念される。

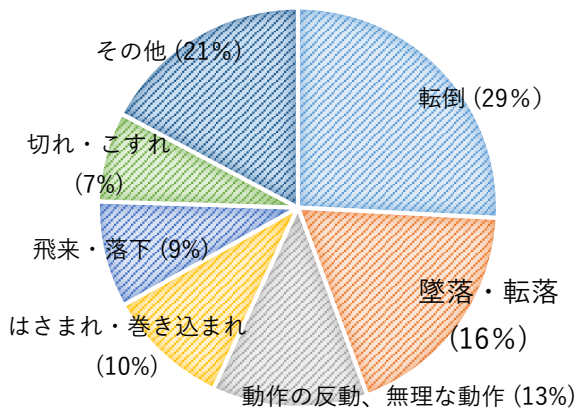
これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

業種別死傷者数
(平成30年～令和4年)

年	業種	合計	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	畜産水産業	第三次産業
平成30年		196 ①	78 (39.8%)	25 (12.8%)	11 (5.6%)	17 ① (8.7%)	7 (3.6%)	55 (28.1%)
令和元年		176 ②	60 (34.1%)	29 (16.5%)	9 (5.1%)	13 (7.4%)	7 (3.6%)	53 ② (30.1%)
令和2年		180 ④	55 (30.6%)	23 ② (12.8%)	16 (8.9%)	8 (4.4%)	8 ① (4.4%)	63 ① (35.0%)
令和3年		178 ②	48 ① (27.0%)	33 (18.5%)	12 ① (6.7%)	16 (9.0%)	7 (3.9%)	53 (29.8%)
令和4年		151 ②	50 ① (33.1%)	20 ① (13.2%)	9 (6.1%)	14 (9.3%)	4 (2.7%)	51 (34.0%)
13次防総数		881 ⑩	291 ②	130 ③	57 ①	68 ①	33 ①	275 ③
12次防総数		865 ⑧	302 ③	137 ④	41	73	32	252

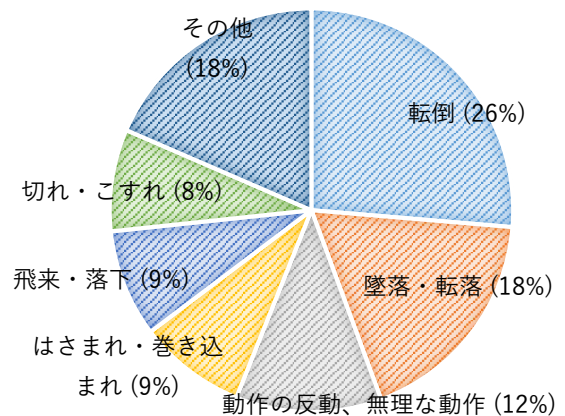
() は、各年における死傷者数全数に占める割合
(労働者死傷病報告及び死亡災害報告)

事故の型別死傷者数 (令和4年)



(労働者死傷病報告)

事故の型別死傷者数
(平成30年～令和4年)



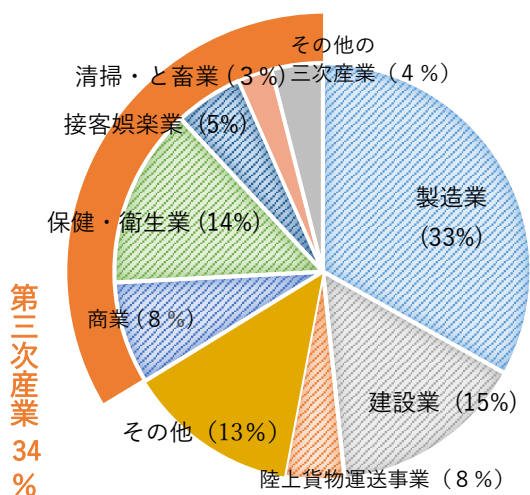
(労働者死傷病報告)

転倒災害における年齢別男女別死傷者数（令和4年）

年齢層別	男	割合	女	割合	合計	割合
～19歳	0	0%	0	0%	0	0%
20歳～29歳	0	0%	0	0%	0	0%
30歳～39歳	1	2.6%	1	2.6%	2	5.1%
40歳～49歳	5	12.8%	0	0%	5	12.8%
50歳～59歳	2	5.1%	5	12.8%	7	17.9%
60歳～	9	23.1%	16	41.0%	25	64.1%
計	17	43.6%	22	56.4%	39	100.0%

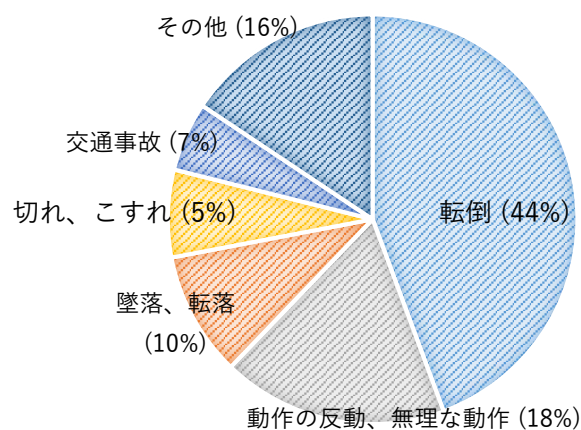
（労働者死傷病報告）

業種別死傷者数（令和4年）



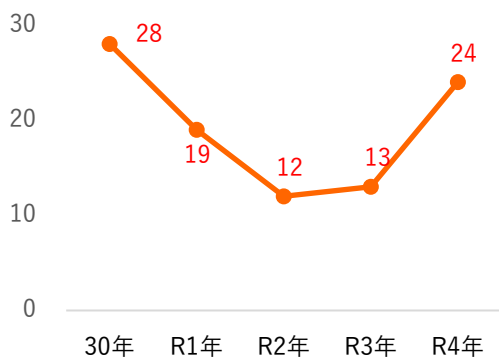
（労働者死傷病報告）

第三次産業における事故の型別死傷者数（平成30年～令和4年）



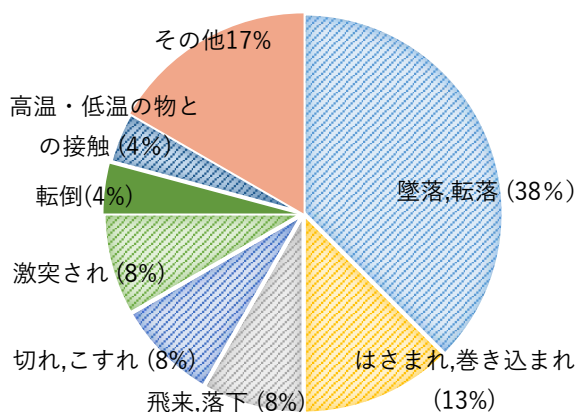
（労働者死傷病報告）

造船業における労働災害発生状況（平成30年～令和4年）



（労働者死傷病報告）

造船業における事故の型別死傷者数（令和4年）



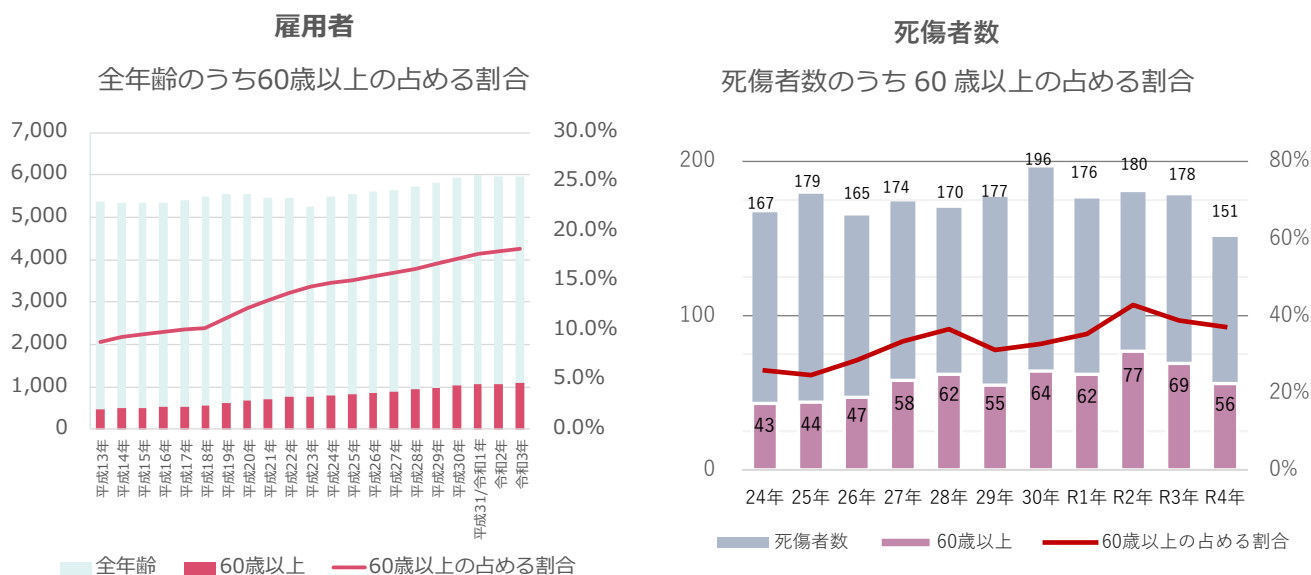
（労働者死傷病報告）

イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

佐伯署管内の死傷者数の増加については、

- ① 60歳以上の高年齢労働者の死傷災害が増加していること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること
- ④ 造船業における墜落、転落、機械によるはさまれ、巻き込まれ災害が増加していること
- ⑤ 陸上貨物運送事業における荷役作業中等の労働災害の増加の影響等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全国の全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がり増加しており、令和3年のデータでは約2割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、佐伯署における令和4年の60歳以上の高年齢労働者の死傷者数の全年齢に占める割合は37.1%、令和2年における同割合は40%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。



資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

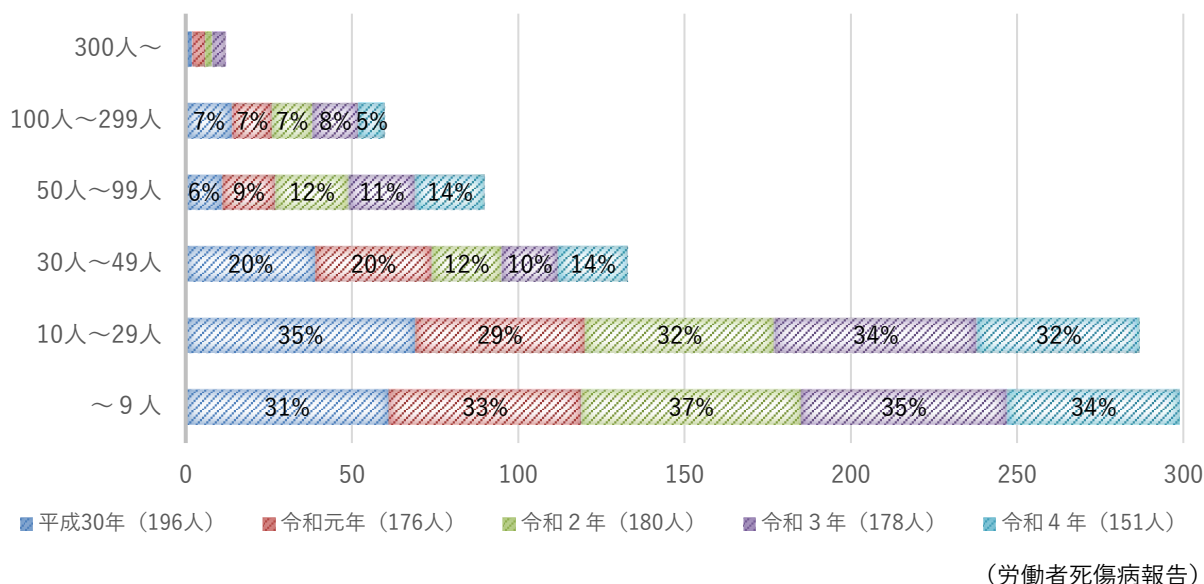
（労働者死傷病報告）

上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策を追求し、取組を促進することが必要である。

上記の③に関しては、佐伯署管内の令和4年の死傷者数は、業種적으로는第三次産業が3分の1以上(34%)を占めていること、また、13次防期間の死傷者数を見ると、全体の6割以上が労働者数29人以下の中小事業場において発生している。産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。また、全国の年齢別・経験期間別死傷年千人率を見ても、経験年数が1年未満の労働者は、経験年数が1年以上の労働者に比べて高く、特に50～59歳の年齢階層で見た場合は3倍近い差が出ている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

また、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考えを広く浸透させるアプローチを行っていく必要がある。安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

事業場規模別死傷者数 / 全業種 (平成30年～令和4年)

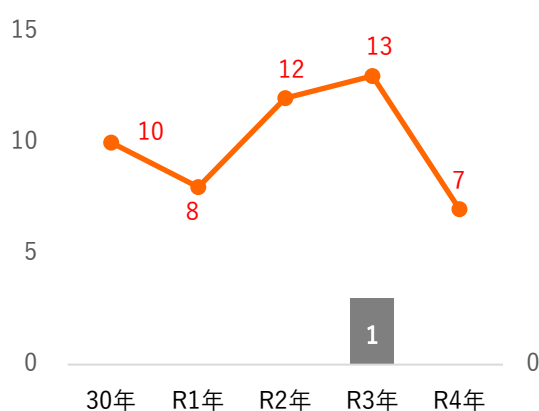


上記の④に関して、「墜落, 転落」については、船体ブロック上からの墜落, 転落に加え、建造船内の開口部やはしご、脚立、階段等における墜落が発生しており、さらに、船体ブロックの積み込み作業中においても発生している。また、はさまれ, 巻き込まれ災害3件のうち、2件が機械によるものとなっている。

造船業においては、死亡災害に直結しやすい墜落、転落災害及びはさまれ、巻き込まれ災害の防止に関するリスクアセスメントの取組をはじめとした労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

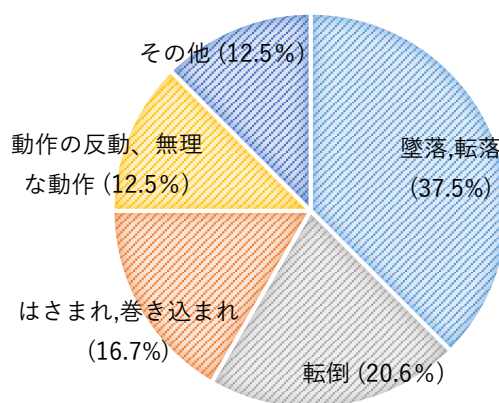
上記の⑤に関しては、佐伯署管内における陸上貨物運送事業の死傷者数は増減を繰り返しており、13次防期間においては、全数の約5割（48%）が荷役作業中等に発生しており、うち37.5%が「墜落、転落」となっている。荷役作業の際の墜落、転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況
(平成30年～令和4年)



(労働者死傷病報告)

荷役作業中の事故の型別死傷者数
(平成30年～令和4年)



(労働者死傷病報告)

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関係

大分県のメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、使用する労働者数50人以上の事業場では取組率が100%である。一方、使用する労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30～49人で62.4%となっており、労働者数30人以上の事業場における取組率は76.8%となっている。

使用する労働者数50人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、①該当する労働者がいない、②取組方が分からない、③専門スタッフがいないとなっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は年1件程度である。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたとこ

ろであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われる等痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案を減少させ、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、減少させるため、引き続き、時間外・休日労働時間^{*}を削減する必要がある。

※休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

更に、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

更に、産業医の選任義務のない使用する労働者数50人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

事業場規模が小さい程、治療と仕事を両立できる取組の割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

佐伯署管内における化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発等によるもの）は、13 次防期間において3件発生している。業種別には、製造業が2件、水産業が1件である。また、3件は特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害である。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

令和 12（2030）年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

13 次防期間において、じん肺新規有所見労働者は認められないものの、管理区分が進行した者、新規に管理区分4となった者は発生している。また、熱中症により、13 次防期間において1人の労働者が死亡し、休業4日以上死傷者数は5人となっている。さらに、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、年間20件前後となっている。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民の商取引等でもこれらの事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成等が考えられる。

このほか、中小事業場が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に要する費用を助成すること等が有効と考えられる。また、国等が新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、国や事業者は発注時において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条

件を付さないこと、そして契約時等において安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、国や、安全衛生の指導を行う労働安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

等を説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要

する経費が含まれることへの理解が求められることから、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（２（５）参照）。

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者等が周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・関係省庁と連携し、内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知等を図り、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者を支援する。
- ・業務の発注者となり得る者に対して、取引先となり得る事業場が安全衛生対策に取り組むことの必要性とその実現のための具体的な留意事項について、効果的な周知方法を研究し、その成果を踏まえ、当該留意事項に係る内容の周知を図る。
- ・中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや、安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失について、その成果を広く周知する。この際、できるだけ中小事業者にとって身近な例を研究対象とし、より納得しやすい事例を提供できるよう工夫する。
- ・事業者の具体的な取組につながるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。その際、労働災害防止団体は地方支部と一体となって、安全管理士等を活用した助言・指導等を全国の事業者が等しく受けられるようにするほか、支援の受け手となる中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努める。
- ・引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。あわせて、中小企業診断士等と連携し、事業場の多様なニーズに応じたワンストップの支援を行うことができるよう、専門家間の連携についても検討する。
- ・産業保健分野の人材育成の推進、関連情報の収集及び情報発信を行う。
- ・グローバル社会に応じた安全衛生対策の取組促進や支援を行えるよう、中央労働災害防止協会等と連携し、安全衛生分野における国際貢献ができるよう検討する。

- ・国は、自らの安全衛生に係る施策を様々な機会を通じて積極的に周知するとともに、中小事業者等を支援する国や関係機関の職員の指導力の向上を図る。

イ 労働災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請の普及や記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・一部の労働災害事例のみならず、労働者死傷病報告を詳細に分析し、災害原因等の要因解析をより深化させるよう取り組む。
- ・労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告の方法について、労働災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるようデジタル技術の活用を行う。具体的には、統計処理等の効率化のため「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接電子申請が可能となるよう必要なシステム改修を行う。加えて、報告は原則として電子申請とすることとし、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。
- ・科学的根拠に基づき安全衛生対策の取組の有用性を証明し、事業者の納得性を高めることが重要であることから、独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信を強化する。

ウ 安全衛生対策における DX の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・A I やウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。
- ・法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用を促進し、その新技術が作業の安全化に当たってどの程度有効であるかについてエビデンスの収集・検討を行う。
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための取組を支援する。

(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等について研究を進め、その成果を広く周知する。
- ・「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。
- ・転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、「Sport in Life プロジェクト」と連携してスポーツの推進を図る。
- ・骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。
- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や、第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の作成・周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの開発・普及促進を行う。
- ・労働者死傷病報告データの分析や転倒・腰痛災害防止のための調査・研究体制を確保し、多角的に研究を推進する。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。（再掲）

- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。(再掲)

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の作成・周知啓発を行う。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組を進める。(再掲)
- ・法に基づいて事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスを推進するための取組を支援する。(再掲)

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定。以下「テレワークガイドライン」という。)や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。)に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール(労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ)の活用促進を図る。
- ・労働災害等で脊髄に損傷を負った労働者に対する最新の治療の研究等を推進するとともに、障害を有する労働者の職場復帰等の支援に向けた研究を推進する。また、障害のある労働者に対する就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・技能実習生をはじめとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育に有効な手法の提示等の取組を促進する。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等

に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等に関して、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける法第 22 条の規定に関連する省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正がなされ、令和 4 年 4 月に公布、令和 5 年 4 月に施行されることから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について検討する。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落、転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。(再掲)

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・13 次防期間において、陸上貨物運送事業における死傷災害の約 5 割 (48%) が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落、転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落、転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場 (荷主となる事業場を含む。) に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法を検討する。
- ・効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を選定する。あわせて、事業者等の協力を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及を図る。

イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落, 転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落, 転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落, 転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・13次防期間において、建設業における死亡者数3人のうち2人が墜落, 転落による労働災害であることから、「建設業における墜落, 転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落, 転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・デジタル技術の活用を推進するため、国土交通省と連携し、デジタル技術を活用した建設施工の自動化、自律化、遠隔化等に伴う安全対策について検討を進める。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)に基づき、国土交通省との緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導等の健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落, 転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底及び高所からの墜落, 転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落, 転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・崩壊, 倒壊のおそれのある作業について、荷等の崩壊, 倒壊を防止する措置、また、崩壊, 倒壊するおそれのある箇所への立入禁止措置、安全衛生教育、視覚に訴える「安全の見える化運動」の徹底等、崩壊, 倒壊災害の防止に取り組む。あわせて、崩壊, 倒壊災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・「はさまれ, 巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、

労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。

- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・造船業において、船体ブロックや建造船内の開口部、はしご、脚立等からの墜落、転落が発生していることから、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落、転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・13次防期間において、製造業における崩壊、倒壊による死亡災害が発生していることから、崩壊、倒壊防止対策のハード面、作業教育等のソフト面、適切な作業指示等の作業管理面に対する安全対策の取組を強化するとともに、労働災害防止団体、工業連合会等と連携してリスクアセスメントの活用・普及促進を図る。
- ・製造業で使用される機械等について、技術の進展に対応するよう、国際的な安全規格と整合を図る等、安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しが行われた場合は、その周知を行う。
- ・作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用・普及促進を図る。
- ・機能安全を有する機械を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

エ 林業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理時の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、

これらのガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。

- ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力して取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを整備する。
- ・ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者を提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- ・集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を検討し、取り組む。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等

② 年次有給休暇の確実な取得の促進

③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）による労働時間等の設定の改善

- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

① 長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）の周知、これに基づく指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、運輸業・郵便業においては全業種の中でも脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから、令和 4 年厚生労働省告示第 367 号による改正後の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号）の周知、これに基づく指導等に取り組む。また、医師については医師の労働時間短縮等に関する指針（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。

- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の作成及び周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修の実施等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・産業現場のニーズの変化を踏まえつつ、より効果的に産業保健活動が推進されるよう、「産業保健のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、産業保健に関わる者の役割分担や連携のあり方、保険者等との連携のあり方、小規模事業場における産業保健活動のあり方等について検討する。
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象として「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和4年3月改訂）等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、より効果的な配置について検討し、その更なる活用を図る。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、引き続き中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みを整備する。（再掲）

（８）化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の２つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・化学物質管理者講習（法定及び法定外のもの）のテキスト等の教材作成等による化学物質管理者等の育成支援を図る。
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの作成支援を行う。
- ・中小事業者向けに、業種別の特徴を捉えた化学物質管理に係る相談窓口の設置、訪問指導の実施、人材育成（講習会）の機会の提供等を行う。
- ・大分県での化学物質管理専門家リスト等の作成による事業者における専門家へのアクセスの円滑化を図る。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイティブ・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修及び周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を有する者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・石綿事前調査結果報告システムの運用及びポータルサイトによる情報発信の拡充を図る。
- ・工作物石綿含有建材調査者講習標準テキストの作成等を行う。
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）や最新の分析方法等の知識を提供するため、啓発用動画を作成し、講習会を実施する。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の改訂・周知を行う。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。(再掲)

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格(JIS)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。

(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として転倒、動作の反動、無理な動作があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

転倒災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

社会福祉施設における13次防期間の死傷者数において、動作の反動、無理な動作によるもののうち、4割(32%)以上を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(2)アに取りまとめ、4(2)アの推進状況を特に転倒、動作の反動、無理な動作が問題となる業種をターゲットとして、1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、本省が令和3年に実施したアンケート調査(令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、回答した206事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は83.5%であるが、(転倒災害の約半数が50代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、)整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり(ソフト的な対策)にも取り組んでいる事業場は5%であった。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

転倒災害は、13次防期間で見ると、令和元年以降、毎年減少しているものの、今後の高齢労働者の増加や産業構造の変化等に伴う性別・年齢層別の死傷年千人率の増加等を考慮すると、増加の傾向も懸念される。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組(災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組)を60%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、転倒の年齢別男女別の死傷者数については、令和4年の実績から減少させることができると期待する。

また、令和4年の社会福祉施設における腰痛の死傷者数は3人であり、平成29年と比較して令和4年は1人増加している。今後も、高齢者の増加に伴う介護職員の増加等を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることができると期待できる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

高齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高齢労働者の災害防止対策については、高齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家により取りまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(3)アに取りまとめ、4(3)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、本省が令和3年に実施したアンケート調査(令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、エイジフレ

ンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は11.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、60歳代以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させることができると期待する。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及するとともに、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(4)アに取りまとめ、4(4)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が50%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、外国人労働者の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることができると期待する。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

○陸上貨物運送業

【アウトプット指標】

陸上貨物運送業にける災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ア(ア)に取りまとめ、4(6)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、本省が令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている事業場（荷主事業場を含む。）は33.5%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから、災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

13次防期間の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害者数のうち、荷役作業時における災害が約5割（48%）を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が45%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、令和4年と比較して令和9年までに死傷者数を5%減少することが期待できる。

○建設業

【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落、転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）イ（ア）に取りまとめ、4（6）イ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、本省が令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、建設業における代表的な災害である墜落、転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから、災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

建設業における13次防期間の死亡者数3人のうち、2人が墜落、転落である。墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、13次防期間と比較して令和5年から令和9年までの5年間ににおける死亡者数が15%減少することが期待できる。

○製造業

【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、崩壊、倒壊、また、機械によるはさまれ、巻き込まれ災害、造船業における墜落、転落による災害が課題となっている。佐伯署管内においては令和4年に崩壊、倒壊による死亡災害が発生しており、また、はさまれ、巻き込まれによる死傷者8人のうち、造船業において3人となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械によるはさまれ、巻き込まれ防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進める上で有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）ウ（ア）に取りまとめ、4（6）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、本省が令和3年に実施したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、製造業における機械のはさまれ、巻き込まれ災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり50%程度である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから、災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、60%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

これまでの統計調査等を踏まえ、崩壊、倒壊及び機械によるはさまれ、巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。崩壊、倒壊及び機械によるはさまれ、巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、崩壊、倒壊による死亡者数を13次防期間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で減少、機械によるはさまれ、巻き込まれの災害の死傷者数を令和5年と比較して令和9年までに5%減少することが期待できる。

○林業

【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）エ（ア）に取りまとめ、4（6）エ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、

本省が令和3年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査（令和3年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、伐木ガイドラインに基づく措置を講じている事業場は（ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。）30.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にするとの目標を設定している。

【アウトカム指標】

13次防期間における佐伯署管内の林業の労働災害発生状況は、伐木作業における死亡災害は発生していないものの、死傷者数は26%となっている。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を講ずる林業の事業場の割合が50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、死傷者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、15%減少することが期待できる。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）ア（ア）に取りまとめ、4（7）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）イ（ア）に取りまとめ、4（7）イ（ア）の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

更に、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4（7）ウ（ア）に取りまとめ、4（7）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況がそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を令和9年までに50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス（※）の提供割合が80%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要

な者に対する指導、支援、相談

- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）
- ・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援健康管理

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ア(ア)に取りまとめ、4(8)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13次防期間におけるラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDSについては80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講ずることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)ウ(ア)に取りまとめ、4(8)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(8)イ(ア)及び4(8)エ(ア)に取りまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

【アウトカム指標】

13次防期間における化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発等によるもの）は、3件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、災害が減少し、13次防期間における化学物質による災害は、2件となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数を13次防期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で減少させることが期待できる。

(キ) 総括

【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、令和5年から令和9年までの5年間に建設業及び林業においてそれぞれ死者数は15%減少、製造業における崩壊、倒壊及び熱中症による死者数が1人減減少することが期待される。これを元に、13次防期間の死者数と令和5年から令和9年までの5年間の死者数を比較すると、少なくとも3人（約27.3%）の減少が期待できる。

【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき、造船業における墜落、転落及び機械によるはさまれ、巻き込まれの死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少すると期待する。加えて、転倒の男女別・年齢層別死傷者数、社会福祉施設における腰痛の死傷者数、高年齢労働者男女別の死傷者数、化学物質による死傷者数等の減少等から、令和9年の災害減少数を推計すると（約12人減（7.9%減）と見込まれ、）減少に転ずると期待される。以上より、令和4年の死傷者数と比較した令和9年の死傷者数は減少に転ずると期待される。